

履 修 規 程

かなざわ食マネジメント専門職大学

令和 6 年 4 月 1 日

履 修 規 程

第1条【目的】

1. この規程は、授業科目の履修等に関する事項について定める。

第2条【履修登録及び登録単位数の上限】

1. 学生は履修する授業科目を各学期の指定した期間内に登録しなければならない。未登録の授業科目を受講しても、その単位を修得することはできない。
2. 学生が1年間に履修登録できる単位の上限は、48単位とする。
3. 登録期間内においては履修登録を変更することができる。この場合、事務局へ届け出なければならない。
4. 登録期間後の授業科目の追加は、やむを得ない事由がある場合に限り認めることがある。この場合、事務局へ届け出なければならない。

第3条【定期試験の時期】

1. 定期試験は、原則として各学期末に行う。ただし、必要な場合には臨時にこれを行うことができる。

第4条【定期試験の受験資格】

1. 次の各号のいずれかに該当する者は定期試験を受験することができない。受験した場合、その試験は無効とする。
 - (1) 当該授業科目の履修登録を行っていない者
 - (2) 当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者（臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、別途定める。）
 - (3) 授業料その他納入すべき費用が未納の者
2. 前項第1号及び第2号に該当する者は、当該授業科目の単位を認定しない。また前項第3号に該当する者は、当該学期の全ての履修科目について単位を認定しない。

第5条【学業成績の考査及び評価】

1. 成績の評価は、出席時間数が3分の2以上あることを要件とする。
2. 成績の評価は、シラバスに示された評価基準に従い、定期試験、履修期間中の平常成績（小テスト、課題、授業への参加態度、予習復習等の自主的学習態度等を含む）および出欠状況等を総合して行う。
3. 臨地実務実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの学業成績の考査及び評価は、別途定める。

第6条【成績評価基準】

1. 学則第31条に定める成績評価の基準は、下表のとおりとする。

点数	評価	単位認定
100～90点	S	合格
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59点以下	D	不合格
—	F	試験放棄
—	N	認定（本学入学前に取得した単位認定科目、他大学等との単位互換等で取得した科目）

第7条【GPA】

1. 前条の成績の評価に以下の Grade・Point（以下「GP」という。）を付与し、半年ごとに単位当たりの平均値（Grade・Point・Average。以下「GPA」という。）を算出する。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
D	0
F	0

- （1）GPAの計算は、以下の計算式により算出する。（小数点第2位以下切捨）

$$\frac{[(\text{評価を受けた授業科目の GP}) \times (\text{その科目の単位数})] \text{の合計}}{\text{評価を受けた科目の単位数の合計}}$$

- （2）GPAの計算の対象とならない授業科目は、次のものとする。

- ①編入学または転入学における単位認定科目
- ②本校入学前に取得した単位認定科目

③他大学等との単位互換等で取得した科目

- (3) GPAのポイントは半年ごとに算出し、基準のポイントを設ける。基準のポイントは、1.0とし、1.0未満に該当する学生は、各学年の担任より個別に学習指導を行い、2学期連続した場合は学部長から当該学生へ指導を行う。

第8条【追試験】

1. 病気、忌引、その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができない場合は、所定の手続きを得て追試験を受けることができる。
2. 追試験を受ける者は、次に掲げる欠席事由を証明する書類を添えて「追試験受験願」を事務局に提出しなければならない。
 - (1) 本人の病気または怪我（医師の診断書）
 - (2) 公共交通機関の遅延（遅延証明書が必要）
 - (3) 忌引（2親等以内の親族（3親等の祖父母は含む）の死亡とし、法事は含めない）（忌引きを証明できる書類が必要）
 - (4) 災害（台風、水害、雪害、火災等）（被災証明書又は証明できるものが必要）
 - (5) 就職試験（「就職活動参加証明書」に企業の署名・捺印が必要。ただし、合同セミナーは対象外とする）
 - (6) 資格試験及び入学試験等（日時が明示された受験票が必要）
 - (7) その他、本学がやむを得ないと認めたもの。

第9条【再試験】

1. 定期試験で不合格となった者は、科目の担当教員の判断により再試験を行うことがある。
2. 再試験の許可を得た者は、指定した期間内に受験料を添えて「再試験受験願」を事務局に提出しなければならない。
3. 再試験において合格した者の成績評価は、「C 評価（合格）」とする。

第10条【不正行為に対する処置】

1. 定期試験、追試験及び再試験において不正行為があった場合は、学生懲戒規程に基づき、答案を無効とし、さらに懲戒処分を課す場合がある。

第11条【単位互換制度】

1. 学則第34条及び第35条に基づき、他の大学等又は短期大学等における授業科目の履修等、または大学等以外の教育施設等における学修（以下「履修等・学修」と

いう。)は、以下に従って単位認定する。

- (1) 履修等・学修を希望する学生は、学長に申請書を提出し、許可を得る。
 - (2) 1年間に履修等・学修できる単位数は、6単位を上限とする。
 - (3) 履修等・学修した科目は、選択必修の関係科目、または選択必修科目群の単位として認定する。
 - (4) 認定科目の成績表示は、「N」とし、GPAに換算しない。
2. 履修等・学修する他の大学等又は短期大学等、または大学等以外の教育施設等は、別途定める。
 3. 本学の学生以外の者で、開講されている科目の履修を希望する者は、学則第26条に基づき、審査の上、科目等履修生または聴講生として受け入れることができる。

【附 則】

1. この規程は令和3年4月1日から施行する。
2. 改正規程は令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

【履修等・学修できる他の大学等又は短期大学、教育施設等】(令和6年4月時点)

・大学コンソーシアム石川 いしかわシティカレッジ